

## 境港市緊急支援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、境港市緊急支援給付金（以下「本給付金」という。）の支給について、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本給付金は、新型コロナウイルス感染症の市内での発生及び全国的な拡大に伴う行動自粛等による消費減退によって、経営上の影響を大きく受けた事業者を支援することを目的とする。

(対象事業主の要件)

第3条 本給付金は、次の各号のいずれにも該当する事業主（以下「対象事業主」という。）が、令和2年12月から令和3年2月までにおいて、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、前年又は前々年同月比で事業収入（売上）が30%以上減少した月（以下「対象月」という。）がある場合に支給する。

- (1) 市内に本社又は本店となる事業所を有する中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に該当する個人事業主又は会社
- (2) 事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続の意思がある者
- (3) 境港市税に滞納（境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号）第25条に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続により徴収猶予の許可を受けた者を除く。）がない者
- (4) 法人市民税の確定申告又は個人の場合は当該事業に係る所得の申告をしている者

(支給額)

第4条 本給付金の支給額は10万円とする。この場合において、対象事業主が市内の2つ以上の事業所で事業を実施している場合も同様とする。

(支給申請期限)

第5条 本給付金の支給の申請期限は、令和3年3月15日までとする。

(支給の申請方法)

第6条 本給付金の申請を行う事業主は、境港市緊急支援給付金支給申請書兼請求書（様式第1号。以下「支給申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 境港市税の申告及び納付状況調査同意書（様式第2号）
- (2) 前号のほか、市長が必要と認める書類

2 本給付金の申請を行う事業主は、市長が必要と認める場合には、前項の書類に加え、前年又は前々年の事業収入（売上）が確認できる書類等の写し及び対

象月の売上が確認できる書類等の写しを提出するものとする。

(支給の決定等)

第7条 市長は、提出された支給申請書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤、添付書類の不備等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。

2 市長は、受理した支給申請書について、審査し、適正であると認められるときは本給付金の支給を決定するものとする。

3 市長は、本給付金の支給決定を行ったときは、支給決定額を対象事業主が指定した金融機関の口座に振込むものとする。

(不支給要件)

第8条 本給付金の申請を行う事業主が、次の各号のいずれかに該当する場合は本給付金を支給しないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者

(2) 宗教上の組織又は団体

(3) 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者

(4) 前3号に掲げる者のほか、本給付金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する者

(給付金の返還)

第9条 市長は、本給付金の支給を受けた事業主が、偽りその他不正の手段により支給を受けたことが判明した場合、支給額に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本給付金の支給について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月22日から施行する。